



搬入方法について

他市ごみを持込ませない、大切なお車を傷つけないために、
ご協力をお願いいたします。

1 排出者及び搬入者の本人確認を行います。

排出者及び搬入者の本人確認ができない場合、受入できません。

2 分別されていない廃棄物は、搬入できません。

分別されていない、受入基準に適合しない場合、受入できません。

3 廃棄物は、原則、搬入者ご自身で下ろして頂きます。

大きなごみの場合、なるべく補助者の同行をお願いします。

※職員が下ろす補助をした場合にお車を傷つけても、
市は責任を負いかねます。ご了承ください。

●搬入できる廃棄物の種類（市内で発生したものに限り）

- ① 事業系一般廃棄物(燃やせるごみに限り)
- ② 産業廃棄物（紙くず、木くず、繊維くずに限り）

※紙くずは、PCBが塗布されたものを除く

木くずは、工作物の除去に伴って生じたものを除く

●確認事項

- ① 搬入者の運転免許証
- ② 廃棄物の排出場所

産業廃棄物の場合、事前に契約書を作成する必要があります。

カード搬入の場合、カード作成時に搬入者や発生場所を確認します。

**上記を満たさない場合は、廃棄物を搬入できません。
お持ち帰り頂きます。**

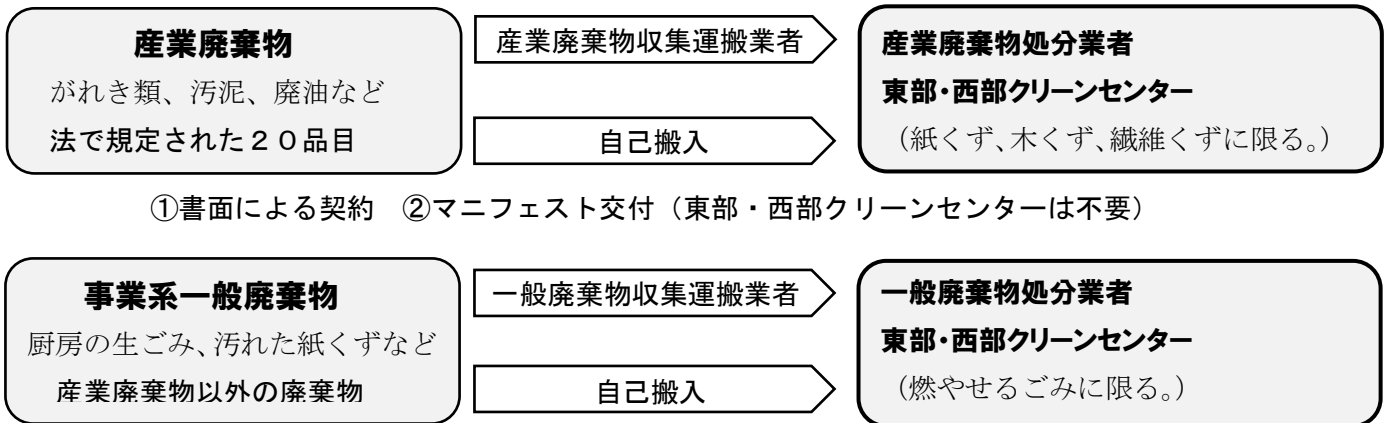
※自ら運搬できない場合は許可業者に運搬を委託してください。

枝・丸太・角材等を自己搬入する場合の基準

- ①枝・丸太・角材は、長さ1m、太さ（角材は一辺）30cmまで
※太さが30cm近い場合は、長さを40cm程度にしてください。
- ②板材は、長さ1.5m、厚さ10cm、幅50cmまで
- ③コンパネ・ベニヤ板は90cm×90cmまで（1回の搬入は10枚まで）
※石膏ボード、プラスチック類、金属類が付着したものや家屋の解体に伴って発生したものは、搬入できません。

事業系廃棄物の処分方法

事業活動に伴って発生した廃棄物を事業系廃棄物と言い、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分類されます。それぞれ処分方法が異なります。



その他の注意事項

- ・家庭の樹木を業者が伐採・剪定した場合、排出者は業者となり、事業系一般廃棄物の扱いになります。有料です。（10kgにつき250円）
- ・遺品整理業者は、遺品整理作業しか行えません。所沢市の一般廃棄物収集運搬業許可がない場合、廃棄物の運搬はできません。
- ・引越し請負業者は、所沢市の一般廃棄物収集運搬業許可がない場合、排出者の同行があっても、廃棄物の運搬はできません。

罰則

収集運搬業の許可を持たずに、他者の廃棄物を運搬した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役・一千万円以下の罰金に処されます。

※ 他市の廃棄物の搬入が疑われる場合は、厳正に対処します。



- お問合せ 所沢市環境クリーン部 資源循環推進課 04-2998-9146
東部クリーンセンター 04-2998-5300
西部クリーンセンター 04-2948-3141